

第95回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成30年12月6日（木）10:00～11:25

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子

【専門委員】

勝浦 正樹（名城大学経済学部経済学科教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえ、前回に引き続き、「教育」の状況を把握する調査事項における「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢の継続把握について審議した後、審査メモに沿って、「調査事項の事項」、「行政記録情報等の活用状況等」、「集計事項の変更」について審議した。

また、「調査事項の変更」については、審査メモには含まれていなかったものの、本部会で別途審議されている全国消費実態調査の審議状況を踏まえ、調査実施者から提示された所得票の調査項目の一部見直し（案）についても、併せて審議が行われた。

- 最後に、答申案の構成及び取りまとめの方向性等について審議が行われ、今回部会で審議された変更事項に係る審議結果及び行政記録情報等の活用に係る今後の課題を追加・修正することを前提に、その文言については部会長一任とすることで了承された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回部会において整理・報告が求められた事項に係る再審議

- ・ 現行の「特別支援学校・特別支援学級」については、小学校、中学校及び高校に在学中又は卒業した者のみを把握するにとどまっているが、高等教育に進学した者も多数いることから、障害者統計の充実の観点からは、今後、そうした該当者の実態も把握する必要があるのではないか。

→ 今後、障害者統計の充実について検討予定のため、その状況も踏まえつつ、次回の大規模調査までに検討したい。

(2) 調査事項の変更

ア 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の変更【健康票】

- ・ 一般的に多く摂取されている健康食品については、記入の仕方等において、より具体的に例示されるとよいのではないか。
→ 個別の商品を取り上げるのは適当ではないため、記入の仕方では、健康食品に含まれるものの例として、錠剤やカプセル、粉末状のものなどを例示している。
- ・ 健康食品については、変動が大きいいため、詳細な商品名等を記入の仕方に記載して、メジャーメントエラーをなくすことも難しいと思われる。

イ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更【健康票】

- ・ 近年、子宮頸がん検診が若い世代で受診されていないという問題が起きているが、出生年による受診状況等、コーホートの動きが把握できる集計を行うとよいのではないか。
→ 研究レベルでは集計可能である。また、要望があれば、特別集計により、柔軟に対応したいと考えている。

ウ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更【介護票】

- ・ 修正案の選択肢1の「世帯の全員が市町村民税非課税であって、以下の①～③に該当する」については、①から③の全てに該当する場合か、それとも、いずれかに該当する場合なのかが分かりづらいのではないか。
→ いずれかに該当すれば、選択肢1に該当となるので、「いずれか」の文言を追加することとしたい。

(3) 行政記録情報等の活用状況等

- ・ 介護保険の利用状況やがん検診の受診状況など、マイナンバーの下に色々な情報が集約され、利用できるようになれば、行政記録情報等の活用により調査事項の削減が可能になる部分もあると考えられるため、引き続き検討を進めて欲しい。
- ・ 例えば、健康票の調査事項などについて、課題提起されてから対応するのではなく、積極的に行政記録情報の活用について自ら検討して欲しい。
- ・ 国民生活基礎調査は、保健所等を通じて実施することから、行政記録は活用しやすい分野と考えられるため、研究会等で活用について検討すべきと考える。
→ 引き続き検討していきたい。

(4) 集計事項の変更

- ・ 「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」、「主に仕事をしている者」

の集計対象年齢を「35歳未満」から「45歳未満」に変更する理由として、就職氷河期世代の年齢層の移行に合わせてとのことであるが、今後、当該世代の年齢が上がれば、集計対象年齢を上げていくのか。

→ 10年後ぐらいになって、年齢区分を上げる必要があるかは、その時点で検討したい。

(5) 答申案の構成・取りまとめの方向性等

- ・ 「I 本調査計画の変更」の「2 理由等」において、行政記録情報等の利活用状況等についても審議を行ったことから、その適否について追記すべきではないか。
 - ・ 今後の課題として、行政記録情報の活用についても記載してほしい。
- 答申案に追加する。

(以 上)